関 税 等 の 部 を 改 正 する 法律の施 行 に 伴う関 係 政 令 の 整 備 等 に 関する政令 (案) 参 照条文

関税法(昭和二十九年法律第六十一号)(抄)

() 港 手 網)

内に政 の な 提出し ては、 日に 及び乗組 ただし、 令で定め 関 その た書類 ずる 外 国 貿易 法 行 に λ 員 る 政 律 こついては、 (昭和 港した開 氏 事 機 船 名表 う項を! 関の が 開 記 休 を 六十三年法 港 日に含む 税関に提出するとともに、載した入港届、積荷目録、 港 に この限りでない。 した入港届、 入港 の 所 在 まれる時間を除いて計算する。 U 地を所轄する税関 律第九十一号)第一条第一項各号に たときは、 長 は、 に 船 船用品目録、 あらかじめこれらの書類 舶国籍証 入港の時 第十八条第一項 (入出港 から二十 書又はこれに代わる書類 旅客 氏名表 (当該外国貿易船に旅 掲げる日 四 · 時間 をい (そ (入港届 、 う。 の)時間 以下同 を税関職員に提 の を除く。 簡易手続 が 行政 ڗؙ) を 機 客 関 に 提 が に の 乗船 出 お 含 示 休 U U ま 日 て 同 れる た場合は なければ する場合に 行 ا ن 場合 政 機 。 以 なら に 関 限 お

2 当該外国貿易機に 前項 外国貿易機が た だし書 税 の 規定を準 旅客が搭乗する場合に限る。 関 空港に -用する。 入港したときは、機長は、) 及び乗 直 乗組員氏名表を税関してに政令で定める 関 る に 事 提出します。 載 な け ΰ れば た入港届、 にならな い積 荷 この 目 録、 場 合にお 旅 客氏 名 l١ て 表 は ()

3及び4 (省略)

5 空機 一の実施 は、 本 邦 氏名表の た外国 のうち政令で定め 直 を確 ちに政令で定める事 提出を求めることができる。 保するため必要 ح の間を往 るものを 来する船舶又は航空機 項を記載した入港届を税関 があると認め 除く。以下「特殊船舶 るときは、 ?届を税関に提出しなければならない。この場合において、税関!特殊船舶等」という。)が開港又は税関空港に入港したときは?!で外国貿易船又は外国貿易機以外のもの (公用船、公用機その?! 船長又は機 院に提出し. 侵に対 政令で定める事項 を記 載 U た 旅 客 他の 長は 氏名表又は 船長又は 船 舶 の 又 法 機

出港手続)

出港 出を求めることができる。 要が 七 条 あると認めるときは、 届 外 国 . を提 貿易 出 U て税関し 船 等 が開 長 の 港 、船長又は機長に対し、政令の許可を受けなければならな港又は税関空港を出港しよう 港しようとするときは、 政令で定め ない。 定める事項を記載。この場合においするときは、船馬 載し いて、税 長又は機 た積荷目 関 長は、 ば、 点 録、 税 旅客氏名言 関 に 政 令で定め I表又は の 実施 る 乗 を 組 確 事 に保する ず項を記 員氏名 表 た

2 (省略)

(総合保税 の 可

第六十二条の八

_ _ _

2 税関 当該一団の土地等が、その事業の内容、株主又は出資者若しくは拠出者の構成その他の事、関長は、前項の許可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査し、 ず項を勘っ なければ 案し ば ならな て政令で定める要

のであること。

件を満 たす法人により所 有され、 又は管理されるも

了 六 (省 略)

帳 簿 の 備付け 等

第 九 は、 八十四条 |帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるものを保存しなければならな この限りでない。 ただし、第六十八条第二 政令で定めるところにより、·四条(申告納税方式が適用さ 項(輸出申告又は輸入申告に際 用される貨物 当該貨物の (特 品 名、 例申告に係る指定貨物を除く。 数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿 ての提出書 類) 次 項 の規定により に おい て同じ。 税関に提出し)を業とし を備え た書類につい 付け、 て輸入する かつ、当 ては

(税関 事 務管理人)

第

九十五条

(省略)

2 及 び 3 (省略)

4 除く。)をいう。 定に基づく手続(本邦に 第一項及び第二項におい 入国する者又は本邦から出国 て「税関関係手続」とは、 輸 「する者がその入国又は出国の際に行うもの」(入申告その他この法律又は関税定率法その) の際に行うものそ 他 の の 他政令で定めるも 関 税に関する法

(手数料)

第百条 で定めるところにより、 次の各号に 掲げる許 税 関 可又は承認を受ける者は、 に納付しなければ ならない。 当該 (各号に定める事項を基準として政令で定め る 額の 手 数 料

第二十条第一項 (不開 港 への出入)の許可

延べ面 |条の八第一項 (総合保税 第四十二条第一項 (保税蔵 積及び許可 の期間 並 地 びに当該保税蔵置場、 『域)の許可 当該許可に係る保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総置場)、第五十六条第一項(保税工場)、第六十二条の二第一項(保税1の出入)の許可 外国貿易船の純トン数又は外国貿易機の自重 保 税工場、 保税展示場又は総合保税地域 において行う税関 総合保税地域のほれ展示場)又は第 の 事 務 種 第六十 の 別、 種 類

Ξ 可に 六十 係 る 九 検 第二 查 に 要 項 す 指 る 時 定 間地 外 検 (査) (第七十五条 外 国 貨物 の 積 戻 U に おい て準用する場合を含む。 の 当 該

兀 第九 認 に 十八 より 八条第一 執 務す 項(臨時 間 時 開 庁 の 承 認 行 政 機 関 の 休 日又は これ以 外 の 日 の 税 関 の 執 務 時 間 外 に お L١ て 税 関 職 員 が 当 該

(証明書類の交付及び統計の閲覧等)

第百二条 (省略)

2 付し 前 なけ 項 の れば 証 明 なら 書類の交付 な 11 を 請 説求する 者 ずば、 政 令で定めるところにより、 証 明 書 類 の 枚数 で基準とし て定められる手 数

3 (省略)

4 を記録 者の閲覧に供するととも 「テープ等」という。) を提 務 (大臣は、 し、これをその者 政 令で定 に、 に め 交 るところ 電子計算機用 付しなければなら 供してこれに当該 に より、 の 磁 前 気テー ない。 統計を記 項 の 集 プその 計 録することを求める者があるときは、 し た統 他 の 計 政令で定める記録 につき、 そ の関 覧 るときは、当該磁は体 (以下この項 を希望する 者が・ あ 気テー 及び次項 るとき プ は 等に当該 に おい れ τ を 統 そ 磁 の

5 あるの 第 二 項 は の 規定は、 磁 気テー 磁気テー プ 等 の プ等への記録を請 数 ح 読み替 えるもの 球する 者につい とする。 て 準 崩す ઢ こ の 場 合にお ١J て 同 項 中 証 明 書 類 **ത** 枚 数

.税定率法(明治四十三年法律第五十四号)(抄)

関

(相殺関税)

第

令 七 額 定 間 は で 定 しくは を受け 貨物 輸出国 的な 以 五 条 下 外 の 年 め 損 与える ح 11 害等の 関税 以 若 るところにより、 た 国 た輸入貨 内に限 Ū に くは う。 お (以下この条に 事 お ١J 原産国 る。 実 そ 物 て で当 と同 れが 生 とい 産 を 又は 該 あ 種 (これらの 貨 物、 う。 Ď 指 指 の 定され・ 定 貨物 輸 おいて「 Ũ 又 は 出 が 当 を に 当該指 た 国 該 あ 本 生 ついて直 相殺関 に期間内. る場 - 邦の 産し 。 一 貨 物 部 て 定 の 合 産 税」 され に 輸 に 業 ١١ 接 で !輸入さ おい る本 出 の 又 あ んは間 とい る地 者若 た供 確 ζ 立 邦 れるもの う。 給 域 U を の 接 者又は を含 くは 実質的 当 産 に 業に 該 補 生産 を課することができる。 む 本 助 に 供 邦 限 金 に 給国 妨げる る。 つ 者 の の交付を受けた 以下この ź,)産業 (以下この条及 に 以下この [⊀]を保護[→] 事実 別 係る当該 表の税 条及び次 **(**以 条に する 下こ 貨 率 指 条に ため び次条に 物 اتا 定 お による関 でされ ただし、 の l١ の お 条に 必 て 輸 た貨物 要 ١١ 同 λ 税の ておっい おい ָ֖֖֖֖֖֓֓֓֓֓֓֓֓֟<u>֚</u> が が ある 当 本 て「 邦 ほ 供 該 (以下この条 て に 補 ゕੑ 給 ۲ の 実質 供 認 本 助 玉 産 という。 め 邦 金 当 給 業 の 者」という。 られると 該 の 的 交付を受け 産 当 補 な 助 に 業に与え 損 該 において「指う。)及び期 以害を与る 金 きは の額 シ ス 政 る実 た貨

物 の その λ 他 の 本邦 の同号に規定す の に規定する紛争解決機関による承認を受けた措置がとられている場合は、この産業に与える実質的な損害等の事実を理由として前条第一項の規定による措置 限り 第 で ない 号に係 る

2~33 (省略)

(不当廉売関税)

ことをい の 下この条に 当 該 者又は供給国 いて、当該本邦の産業を保確立を実質的に妨げる事実 準ずる 関 本邦の産業に限 税 不当廉売(貨物を、 (以下この条におい 貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額 ものとして政令で定める価 おい 以下この条に <u>ל</u> 一 及 び る。 期間 指定貨物」という。)で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、 産業を保護するため必要があると認められるときは、 以下こ 五 7 お 出国に いて同じ。) され 年以内に限る。)を指定し、 の条において同じ。 (以下この条におい 不当 廉売関税」という。 格(以下こ おける消費 の条に た貨物 いて「本邦の産業に。)に実質的な損害 に 向 け おい の 5 輸入が本 れる当該 を課することができる。 1.た期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨 .て「正常価格」という。) より (以下この条において「 業に与える実質的な損害等の事実」という。 害を与え、 邦の産業 (不当廉 貨物と同種の貨物 政令で定めるところにより、 若しくは与えるおそれが 売された貨物と同 の 不当廉売差額」という。)と同 通 常 低 の ١١ 商 価格 取 引 で に あ 種 輸 お 貨 物、 ij 出の の け 貨物 る 又は本邦の た がある場 を生産 めに 当 格その た貨物 T該貨 ... 物 売する 額 の し てい 以下 ほ **(**以 合 の 産 供 に 業 か

2 {

(省

略)

(特定用途免税)

ないも 五 条 の に 左の各号に掲げる貨物で輸入され、その つい ては、 政令で定めるところに により、 輸入の その関税を免除する。 許可の 日から二年以内に当該各号に掲げる用途 以 外の 用途に供 され

に 他若 おいて使用 おいて使用する学術研究用品(新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難と認方公共団体以外の者が経営するこれらの施設のうち政令で定めるものに陳列する標本若しくは参い国若しくは地方公共団体が経営する学校、博物館、物品陳列所、研究所、試験所その他これらに しくは教育用 パのフィ ル Δ (撮影済みの も のに限る。)、スライド、 レコード、テー プ (録音済 みの め 考品又はこれらの 類 する 5 れる ŧ 施 の もの 設又は に 限る。 に限) そ る。 施設 及

二~十 (省 略)
の他これらに類する

2 (省略

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)(抄)

(特恵関税等)

第 する 関 恵受益 別の便 条の二 経済が開 税 の率は、 国等」という。 益を受けることを希望するもののうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定めるもの(以 第二条の 発の途)を原産地とする次の各号に掲げる物品で、 規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。 上 にある国(固 有の関税及び貿易に関する制度を有する地 平成二十三年三月三十一日までに輸入されるもの 域を含む。)であつて、 関 税 につい 下

|〜三 (省 略)

他 ある特 便益を与えることが適当でないと認められるものが !用途が直接競合する物品 のうち、当該一の特恵受益国等を原産地とする物品 前項 の規定にかかわらず、一の特恵受益国等を原 恵受益国等及び当該 の生産に関する本邦の 物品を指定し、 当該物品 産業に与える影 産 ある場合に の有する国際競争力の程度、当該物品 地 について同 とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに . 項 の おいては、 響その他の事情を勘案し 規定による関税につい 政令で定めるところにより、 て同項の規定による関 ての便益 の輸入がこれと同 を与えないことができ 当該 物品の原 種の物品 輸入さ 税につい れ その 産 る て 地

5 及び4 (省 略

軽減税率の適用手続)

第 八 T該用途 (条の七 るもの 「について、軽減税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。「に供することを要件としない税率よりも低い税率(以下「軽減税率」という。)が定められているもので政令で定 別表第一に掲げる物品のうち、同 表 に おい て特定の用途に供するものであることを要件として、 当 該物品 に

2関業法(昭和四十二年法律第百二十二号) (抄)

(受験手数料)

2

第二十六条 通関士試 験を受けようとする者は、 実費を勘 案して政令で定める額の受験手数料を納めなけ ればならない。

の ンテナー 実施に伴う関 に関 ばする通過 税法等の 関 条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運 特例に 関 関する法律 律 (昭和四 十六年法律第六十五号)(抄) 送に関する通 関条約 T I R

(コンテナー の承認手続

第十四条 関長に提出しなければならない。 政令で定めるところにより、当該コンテナーの種類、型式、記号及び番号その他政令で定める事項を記載した申請書を税四条(コンテナーにつき、コンテナー条約第七条又は国際道路運送条約第十七条2に規定する承認を受けようとする者は

2 しなければならない。 前項の承認を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、 政令で定めるところにより、 税 関 に 付

承認されたコンテナーは、コンテナー条約第七条又は国際道路運送条約第十七条2の規定により承認されたコンテナーとみ第十五条 コンテナー条約附属書一又は国際道路運送条約附属書六に定める技術上の条件を満たすものとして設計型式により(設計型式により承認されたコンテナーへの条約等の適用等)

2 前条の規定は、本邦においてその製造するコンテナーなして、これらの条約及びこの法律を適用する。 につき、 前項の 設計型式による承認を受けようとする者につい て準

用する。